

四日市市告示第180号

四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業IoT等活用促進事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第106号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 主たる事業所 国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。</u></p> <p><u>(5) 従業員 補助金の交付の対象となる企業に直接雇用されている者（派遣社員等を除く。）をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)